

国際結婚規約書

1. 当会は、男性側と女性側の紹介（仲人）業務のみをし、婚約成立後もしくは婚姻後の関係には関与せず、何ら責任を負うものではありません。
当会の契約上の責務は、婚約（口約束、男女関係、同居、結納等があった場合を含みません。以下同じ。）もしくは婚姻（結婚式の挙式、公的機関での婚姻届出、入籍、事実婚による同居を含みます。以下同じ。）成立時に消滅し、その後のアフターサービスはあくまで当会の自由裁量により、任意に行う場合があるものとします。
2. 会員の当会に対する成婚料支払義務は、お見合いツアーに参加し双方合意で婚約成立、もしくは婚姻成立のいずれかがあった時点で確実に発生するものとします。
男性側の一方的なキャンセルに関しては、婚約解消料40万円、成婚料及び解約手数料を控除した残金があればこれを男性側に返金します。
また結婚ツアーの解約事項で出発29日前より以内の男性側よりのキャンセルは出発前解約手数料記載の返金額となります。
3. お見合いツアーに参加し双方合意で婚約成立後の女性側の一方的なキャンセルに関しては、男性側に全額返金致します。
4. 婚姻後、入国管理局及び在外日本領事館に於いて在留資格認定の不許可の場合、許可が下りるまで再度申請をするものとし、その場合、女性より再度申請を希望しない場合やその時点で女性より来日、日本での結婚生活を断念した場合は、男性に対して再度無料にてお見合い結婚をお世話致します。
ただし、当会による再度のお見合いの設定は1回に限るものとし、再度の婚約、婚姻成立を保障するものではありません。また、婚約料金その他の契約金の返金もしないものとします。
5. 婚姻後、入国管理局及び在日本領事館に於いて在留資格認定の不許可の場合、許可が下りるまで再度申請をするものとし、その場合、男性より再度申請を希望しない場合やその時点で婚姻関係の破棄を希望の場合は、ツアー料金、成婚料その他の契約金は返金しないものとします。
6. 婚姻成立後、女性側の一方的な原因（来日を希望しない、来日後の逃亡）により女性側が婚姻関係を破棄した場合は、男性に対して再度当会にて、1回まで無料でお見合いを設定致します。
再度のツアー費用に付きましては、ツアー1回まで当方にて負担致します。

当方負担内容は、結婚ツアーの保証コース料金に含まれるものに限定されるものとなります（結納金他本人負担）。必要な日数の休暇についてはご協力ください。

7. ただし、日本国内・海外問わず、結婚式の挙式、公的機関での婚姻届出、入籍、婚約成立のいずれかがあった時点以降、婚姻関係解消があっても、成婚料その他の契約金の返金は致しません。
8. 男性側の原因により、女性側が婚約婚姻関係を解消した場合、成婚料その他の契約金の返金は致しません。
男性側に性格、人間性、性的欠落があると思われ、或いは家族関係等に問題があり、今後国際結婚の継続が困難と判断した場合は、再度のお見合いの設定、ツアー設定は致しません。
9. 精神的、肉体的、金銭的虐待その他男性側の原因により家族関係に問題がある場合においては、当会の判断により女性を引取り保護し、女性側に当会の顧問弁護士を紹介し、離婚協議及び慰謝料請求の援助をすることができます。
10. その他誓約事項及び規約に反した事が原因で起きた男性側と女性側のトラブルについて、婚約成立前後、婚姻成立前後を問わず、当会は責任を負わず、当事者間で解決するものとします。
11. 会員は、当会を退会后、当会での紹介相手と当会との契約なしに交際し、婚約もしくは婚姻した場合、成婚料の2倍の金額を違約金として当会に支払うものとします。当会は、当会の顧問弁護士に相談の上、速やかに当該会員に対し、違約金を請求致します。